



八 監 第 3 8 2 号

令 和 4 年 1 2 月 2 8 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 嵐 芳 隆

監 査 結 果 公 表

地方自治法第199条第1項，第2項及び第4項の規定による選挙管理委員会事務局の監査を行ったので，次のとおり公表します。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象機関

選挙管理委員会事務局

3 監査の範囲

令和4年度（令和4年9月末現在）における選挙管理委員会事務局の財務事務及び事務事業（一部、過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

予算の執行状況、事務事業の執行状況、補助金交付事務の状況、契約事務の状況、財産の管理状況について、合規性及び効率性を主眼に、過去の監査結果等を勘案し、想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

5 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

6 監査の期間

令和4年9月16日から同年12月26日まで

第2 監査の結果

監査対象機関の財務事務及び事務事業の執行状況は、関係法令等及び予算目的にのっとりて執行されており、おおむね適切であると認められた。

なお、所見（指摘事項）は、次のとおりである。

所見

区 分	内 容
指摘事項	1 物品管理事務の手續について 購入価格が 10,000 円未満の物について，八千代市財務規則（平成 8 年八千代市規則第 15 号）第 268 条第 1 項の規定により，購入価格が 10,000 円未満の物（一部の図書を除く。）は，消耗品に分類しなければならないが，備品として管理されていた。 また，前年度監査においても同様の事例が認められていたことから，今後は，適切な物品管理事務を行われたい。